合志市雨水タンク設置補助金交付要綱

（平成22年　1月25日
　告示　第　　1　　号）

合志市雨水タンク設置補助金交付要綱（平成21年3月31日告示第30号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条　この要綱は、雨水タンクを設置して雨水の有効利用を図るものに対して補助金を交付し、もって地下水の保全及び水資源の有効利用を促進するものである。

（定義）

第 2 条　この要綱において「雨水タンク」とは、屋根に降った雨水を貯留し、飲用以外の散水等として利用するための施設をいう。

（補助対象者等）

第3条　この要綱に基づく補助を受けることができる者は、合志市内において雨水タンクを設置する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）　国又は国が出資している法人

（2）　地方公共団体又は地方公共団体が出資している法人

（3）　売買等を目的とした建物に雨水タンクを設置する不動産業者、建設業者等

（設置基準）

第4条　助成対象となる「雨水タンク」とは、次に掲げる要件を満たしているものをいう。

（1）　雨水タンク（雨水貯留槽）等の名称で一般的に販売される専用製品であること。

（2）　有効貯水量が50ℓ以上であること。

（補助金額等）

第5条　補助金の額は、雨水タンク1基につき本体の取得価格に２分の1を乗じた額とし、30,000円を上限とする。

2　合志市雨水タンク設置補助金交付申請については、1世帯および1事業所2基までとする。ただし、前回の交付決定の日から5年以上経過した後についてはこの限りではない。

3　補助金の請求期間は、購入時から1年以内とする。

（補助金交付申請）

第6条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、合志市雨水タンク設置補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）　雨水タンクを購入したことを証明する領収書、又は市長がこれに相当すると認めたもの

（2）　設置した建物及び雨水タンクの配置図

（3）　設置状況を写した写真

（4）　取り扱い説明書等の写し

（交付決定等）

第7条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容を審査し、適当と認めたときは、雨水タンク設置補助金交付決定通知書（様式第2 号）により申請者に通知する。

2　市長は前項の審査の結果、補助金を不適当と認めたときは、雨水タンク設置補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第8条　前条の規定による通知を受けた申請者は、雨水タンク設置補助金交付請求書（様式第 4 号）により補助金の交付を請求し、その交付を受けるものとする。

（交付決定の取消）

第9条　市長は、申請者が偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取消すことができる。

（補助金の返還）

第10条　市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（立入検査等）

第11条　市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要が有ると認めたときは、職員が設置場所に立入り、雨水タンクを検査させ、若しくは申請者に質問させることができる。

（維持管理）
第12条　この要綱により補助金の交付を受けた者は、定期的な点検・清掃を行う等、適切な維持管理に努めなければならない。

（その他）
第13条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年　　月　　日

合志市雨水タンク設置補助金交付申請書

合志市長　　　様

(申請者)

住　所

氏　名　　　　　　　　㊞

TEL

下記のとおり雨水タンクを設置し、補助金の交付を受けたいので、合志市雨水タンク設置補助金交付要綱第6条第1項に基づき申請します。

記

1　設 置 箇 所　　合志市　　　　　　番地

2　設　置　数　　雨水タンク(　　　　)基

3　補 助 金 額　　　　　　　　円

5　添付書類

(1)　　購入した雨水タンクの領収書(原本)及び取扱説明書等の写し

(2)　　設置する建物の位置図及び付近の見取り図

(3)　　設置状況を写した写真(2枚程度)

(4)　　その他市長が必要と認めるもの

5　設置位置図

6　付近見取図(商店やバス停など付近の目標となるものを記入すること。)

様式第2号(第7条関係)

第　　　号

年　月　日

合志市雨水タンク設置補助金交付決定通知書

様

合志市長

年　月　日付けで交付申請のあった雨水タンク設置補助金については、合志市雨水タンク設置補助金交付要綱第7条の規定により決定したので、同条規定に基づき通知します。

記

1 設置箇所　合志市　　　　番地

2 設置数　雨水タンク(　　　)基

3 補助金額　　　　　円

4 支給条件等　合志市雨水タンク設置補助金交付要綱の遵守

補助条件に違反したとき、不正行為がなされたとき、その他補助を不適当と認めたときは、決定を取り消し、又は補助決定額を減ずることがあります。

様式第3号(第7条関係)

第　　　号

年　月　日

合志市雨水タンク設置補助金不交付決定通知書

様

合志市長

年　月　日付けで交付申請のあった雨水タンク設置補助金については、以下の理由により不交付としましたので通知します。

記

不交付決定理由

（教示）

1 この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、合志市長に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に合志市（訴訟において合志市を代表する者は合志市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第8条関係)

年　　月　　日

合志市雨水タンク設置補助金請求書

合志市長　　　　　様

請求書者　住所

氏名　　　　　　　㊞

年　月　日付け　　第　　　号で交付決定のあった雨水タンク設置補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額　　　　金　　　　　　　円

振込口座

<table>
<tr><td>銀 行
農 協</td><td colspan="4">支 店
支 所</td><td colspan="3">普通・貯蓄・当座</td></tr>
<tr><td>口　座　番　号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>口　座　名　義</td><td colspan="7">※カタカナでご記入ください。</td></tr>
</table>

＊ゆうちょ銀行口座への振込は下記へご記入ください。

<table>
<tr><td>銀行名</td><td colspan="4">ゆうちょ銀行</td><td colspan="11">1 普通　・ 4 貯蓄　・ 9 その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">口座番号</td><td>通 常 番 号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>の</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr>
<tr><td>銀行NET番号</td><td colspan="2">店 番</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">番　号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>口座名義</td><td colspan="15">※カタカナでご記入ください。</td></tr>
</table>